

総合型地域スポーツクラブの設立経緯

－ 太宰府よか倶楽部の場合 －

桑野裕文

目次

<はじめに>

第1章

1. 総合型クラブのタイプ
2. 各県の取り組み方
3. 財団法人日本体育協会の取り組み方
4. 総合型クラブのモデル事例

第2章

1. 「太宰府よか倶楽部」とは
2. 設立までの経緯
3. 「太宰府よか倶楽部」の推移
4. 特色
5. 発足よりこれまでの改善点
6. 今後の課題

<おわりに>

<はじめに>

全国各地の地域スポーツの現場において、「総合型地域スポーツクラブ」ブームといえる社会現象がおきている。これは、文科省の「スポーツ振興基本計画（2000年9月）」^{注1)}で、到達目標として全国の市町村に総合型地域スポーツクラブ（以下、総合型クラブと略する）1つを立ち上げることを明記したことがその要因のひとつと考えられる。それに伴い福岡県では「福岡

県スポーツ振興基本計画（2003年10月）」^{注2)}を策定し、総合型クラブの設立を支援している。結果、総合型クラブの育成は文科省や地方公共や日本体育協会の補助事業^{注3)}として進められ、各地に総合型クラブが設立されている。しかしこの総合型クラブ設立は、設立の経緯、設立目的、設立形態、設立場所等様々であり、総合型クラブの単一モデルの紹介は難しいと思われる。そこで今回は、第1章で総合型クラブのタイプ、各県や各団体の取り組み方、モデル事例について紹介し、次の第2章で地元太宰府の

「太宰府よか倶楽部」の設立までの経緯・活動状況を紹介し今後の課題等について考察する。

第1章

1. 総合型クラブのタイプ

総合型クラブの設立経過(形態)に着目すると次のタイプに分類できる。

- ①自発的組織型(新たな組織として設立)
 - ・自治会やコミュニティ協議会、まちづくり協議会、などを中心に設立
- ②行政補助型(行政及び広域スポーツセンター事業からスタート)
 - ・文科省の補助金をうけたモデル事業
 - ・各地方団体の補助金をうけたモデル事業
- ③民間団体補助型(既存のスポーツ団体の組織や団体の再構築)
 - ・日本体育協会育成事業
 - ・日本レクリエーション協会育成事業
- ④学校開放型(学校開放等組織が中心となって設立)

2. 各県の取り組み方

(1)埼玉県 「ふあいぶるクラブ」

埼玉県では1999年に策定された「彩の国スポーツプラン2010」に則りスポーツ振興を進めている。この計画の基本理念を、スポーツへのかかわり方を「する」「みる」「きわめる」「まなぶ」「ささえる」としている。さらに広域スポーツセンターの呼称を5つのキーワード(英読ファイブル)の語尾をもじった「ふあいぶる」とし、その「ふあいぶる」が育成・支援する県内の総合型スポーツクラブを「ふあいぶるクラブ」と呼ぶことにしている。

「ふあいぶる」では「全国的な総合型スポーツクラブは、多種目、多世代といった形にとられすぎている。1種目1世代から地域スポーツクラブは始めることができる」としている。具体例として、「少年団を中心に、幼・小・中・高・親などのカテゴリーの充実をはかる」「野球チームがあらたにサッカーチームをつくる」「学校施設利用団体が、1つのクラブになる」を示している。

(2)兵庫県「スポーツクラブ21ひょうご」

兵庫県は、全国の都道府県の中で総合型クラブの育成に最も力を注いでいる県といわれている。兵庫県には、総合型クラブの設立を支援する政策として「スポーツクラブ21ひょうご」がある。この「スポーツクラブ21ひょうご」の目的は「地域社会の教育力を活用し、小学校区を基本とするそれぞれの地域で、全ての県民が主体かつ継続的にスポーツを中心とした地域の活動に参加できる環境を整え、そうした活動を通じて親子のふれあいや地域の人々との交流を促進するとともに、青少年にルールやマナーの涵養を図り、心身の健全な青少年を育成すること」とされている。その効果として「①コミュニティの形成 ②子どもたちの教育の場 ③完全学校5日制への対応 ④ライフステージに応じたスポーツ活動と健康保持増進 ⑤2006年兵庫国体への県民総参加の母体が期待されている。この「スポーツクラブ21ひょうご」政策は、法人県民税の超過課税108億円を財源としたCSR(文化・スポーツ・レクリエーション)事業^{注4)}の一環であり、事業は平成12年度(2000年)から始まり平成17年度(2005年)に完成年度を迎える。県内の全834校区すべてに、1校区あたり1300万円の補助金(クラブハウス整備

費800万円、クラブ運営費として100万円を5年間）を補助し、総合型クラブの設立を支援している。

(3)福岡県「福岡県スポーツ振興計画」

福岡県では、「県民のいきいきとしたスポーツライフの創造」を目指して2003年10月に「福岡県スポーツ振興計画」を策定している。この計画は福岡県のスポーツ進行を図るための基本的な計画でありかつ指針となるもので、平成16年（2004年）度から25年（2013年）度の10年間程度を計画期間としている。振興計画の中は、地域におけるスポーツ、競技スポーツ、学校体育における体育・スポーツにおいてそれぞれ到達目標が示されている。総合型スポーツクラブについては、地域スポーツの中で現状を「多様化するスポーツニーズ、スポーツ活動を支える指導者やボランティアの活用を求められる」としつつ、「平成25年度までに県下全市区町村に1クラブ設立」と明記されている。福岡県では、総合型クラブをこれまでスポーツをやりたいけどやれなかった皆さんが「このクラブなら自分も入れる」といった気軽さや垣根の低さを持ったクラブであり、種目の多様性（限定された種目だけではなく、いろいろなプログラムが用意されている）、年齢の多様性（子どもから高齢者まで幅広い年齢層の人が一緒に楽しめる）、レベルの多様性（いつでもそこに教えてくれる指導者がいて様々なレベルの人が一緒に楽しめる）、といった特徴をもっているクラブとしている。期待される効果として、青少年健全育成に向けた地域の教育力向上、健康ではつらつとした高齢者の増加、豊かな地域コミュニティの醸成としている。また、県立スポーツセンター科学情報センターを基幹施設

として県内6ヶ所に広域スポーツセンター^{注5)}を設置し、各市町村における総合型スポーツクラブの設立・育成を支援している。

3. 財団法人日本体育協会の取り組み

(1)生涯スポーツ推進部・クラブ育成課の新設

2004年4月に日本体育協会内に新設される。これは、文科省より「総合型地域スポーツ育成推進事業」の委嘱を受けて、新設された課である。5月には全国に243クラブを指定しクラブ育成を総合的に支援している。スポーツ振興基本計画に掲げられた「全国の各市町村に少なくとも1つの総合型クラブを育成する」という目標があるが、現在は580市町村に1400クラブ設立にとどまりその現状を打破し、少しでも育成のスピードを加速する役割が期待されている。支援の方策には従来の「多種目、多世代、多志向」から、地域に応じた「単一種目多世代、多種目の単世代」まで柔軟に取り組んでいる。

(2)スポーツ少年団の取り組み

文科省が「スポーツ振興基本計画」を明らかにする一方で、財団法人日本体育協会は「21世紀の国民振興方策」（平成13年1月）を打ち出し国民スポーツ振興方策の現状と課題を示した。そのなかで、これからのスポーツ少年団の育成に関してその方向性を「スポーツ少年団を総合型地域スポーツクラブのジュニア部門として位置づけ、総合型地域スポーツクラブとスポーツ少年団の共生を図っていかねばならない」としている。

4. 総合型クラブのモデル事例

(1)総合型クラブの草分け「垂水団地スポーツ協会」・「向陽スポーツクラブ」

・「垂水団地スポーツ協会」(通称、団スポ)
兵庫県神戸市垂水団地内に1969年設立。場所がなく手軽にスポーツができない団地化が進む中、スポーツの場の確保や機会を作ろうという住民の気運が高まり、6団地350人の住民自主運営の団スポが発足する。その後、市・県との協力で学校施設や講演の利用が可能となり、1995年には8クラブ1761名になる。

・「向陽スポーツクラブ」東京都杉並区の向陽中に1976年設立。プール開放組織「KSC」として発足。子どもの遊び場が不足する都市環境の中、学校開放の気運が高まり、当時の校長の呼びかけもありPTA組織でプール開放組織「KSC」として発足する。その後、1980年には文化的活動を含む「KSCC」に発展し、1995年には15種目会員1057名になる。

(2)「スポーツ・健康推進地域モデル事業」からスタート「おおたスポーツ学校」

群馬県太田市に2000年6月に設立。文科省の「スポーツ・健康推進地域モデル事業」の委嘱を1999年5月に受け、ジュニアスポーツの育成支援の一環として、少子化に伴う部活動諸問題への支援と週5日制を踏まえスポーツを通じた子ども達の活動環境の提案を目的として、翌年「おおたスポーツ学校」として発足。スポーツ関係団体・地域・学校・子ども関係団体などの代表者で構成する「子ども遊悠運営委員会」と各部(5つ)を運営するコーチの代表者で構成する「代表者会議」により事業を遂行している。主な事業は通年14活動種目と、ジュニアスポーツの育成支援を目的とした強化事業や大会、健康づくり講座等。

(3)全国初のNPO法人取得の「加古川総合スポーツクラブ」

兵庫県加古川市に1999年10月、5クラブ、会員732人の総合型クラブとして設立。その後、2000年7月に「NPO法人化準備委員会」を発足させ、2001年5月に「NPO法人認証」。その間1999年から3年間文科省の補助を受ける。2004年、22クラブ、小学生対象活動15種目、一般対象活動種目2502人に成長する。

第2章

1. 「太宰府よか倶楽部」とは

「いつでも、誰でも、気軽に、スポーツと余暇を楽しめるクラブ」として、福岡県福岡地区の広域スポーツセンターの支援をうけて、県下10番目の総合型クラブとして太宰府に設立。2002年6月に設立準備委員会を立ち上げ、2004年3月に設立、自主運営を始める。

2. 設立までの経緯

(1)設立準備期間

- | | |
|------------|-----------------------------------------------------------------|
| 2002年6月27日 | <第1回設立準備委員会>
・会長、副会長(1名)、
委員(7名)
・事務局(太宰府市
スポーツ振興係) |
| 2002年11月～ | <市民意識調査>
・11月1日～11月15日
・対象 小・中・高・大・
一般 2000人 |
| 2003年2月～ | <先進地視察>
・14日・15日視察
・熊本県宇土市
「うとスポーツクラブ」
・参加者会長以下11名 |
| 2003年2月22日 | <イベント開催> |

- ・スポーツと遊びの祭典
(参加者約200名)

2003年3月5日 <第10回設立準備委員会>

(2)発足、体験・試行期間

2003年4月9日 <第1回設立実行委員会>

2003年10月5日 <太宰府よか倶楽部
発足会>

- ・スタッフ47名、
会員179名、活動種目16種目

2003年10月1日 <第9回設立実行委員会>

2003年10月29日 <運営委員会兼実行委員会>

(3)設立・自主運営

2004年3月14日 <太宰府よか倶楽部
16年度 総会>

- ・総務部委員会、指導部会、
企画部委員会

- ・会員162名、
会費収入582000円、
活動種目14種目(10会場)

2004年3月24日 <第1回理事会>

2004年11月5日 <第6回理事会>

3. 「太宰府よか倶楽部」の推移

(1)会員数の推移(10月1日現在) (人数)

	体験期間	4月12日	6月30日	7月30日	10月1日
一般会員	-	67	87	94	100
子ども会員	-	30	45	51	53
家族会員	-	65	88	88	88
(家族数)	-	(12)	(22)	(22)	(22)
総会員数	179	162	220	233	241

(2)収出(7月30日現在) (円)

収入		収出	
入会金	164000	スポーツ保険	304190
年会費	984000	事務員給与	578557
入会金のみ	11000	通信費	9360
市助成金	1328000	事務用品	1488
県補助金	300000	備品	60690
委託業務収入	650000	部会備品	12726
事業収入	3150	消耗品	28823
総収入	3440150	総収出	995834

※給与(9月~3月)支払い予定

4. 特色

(1)会員に制限を設けない

(2)新しい層の開拓(既存の団体に属していない
人々の発掘)

(3)学生の参加

- ・学生主体の活動種目開設(指導者、スタッフすべて学生)

- ・専属事務職員に大学新卒生(本学)を採用

5. 発足よりこれまでの改善点

(1)会費(年間一括納入制)に月割り制を導入する

- ・これまで大人の場合年会費6000円の一括納入・振込み制であったものを、年中途入会者の場合は500円×入会以降の残り月数とする。

(2)指導者の会費制(指導者も会員とし会費を納入する)を一部変更

- ・開設時には「活動種目の指導者及びスタッフは会員であり、会費を納入する制度であったが、活動種目等に1名の会費納入指導者がいれば活動可能」に変更する。

(3)参加料(有料制)の一部導入

- ・よか倶楽部会員(会費の納入者)は、全ての活動に自由に無料で参加できるシステムであるが、「よか倶楽部体験入会者等」には会費ではなく保険実費程度の参加料を納入してもらい参加を認める。

(4)組織の一部改編

- ・企画部委員会より広報部委員会を独立させ4部委員会制(総務・指導者・企画・広報)にする。

6. 今後の課題

(1)中期の収支シミュレーション作成

- ①収入の全てを使い切るのではなく、補助金終了時の運営に備えて基金として残す。
- ②保険の見直し（保険額の減額）
スポーツ障害保険は個人（会員）と保険会社の契約ではなく団体（クラブ）と保険会社との契約する。
- ③「スポーツ振興くじ」^{注6)}の助成に頼らない新たな財源の確保
- ④会費の口座引き落とし

(2)事業計画

年間事業計画（本年度は初年度のため年間を通した事業計画が確定していない）、中期（5年間程度）の事業計画の作成。

(3)日常活動・種目別活動、イベント事業開催

- ①事前申し込みの種目別大会のほかに初心者やファミリー対象とした予約なしの「当日参加型プログラム」の実施
- ②「単独フェスティバル・イベント」のほかに「複合イベント」の開催
- ③太宰府の地域性を生かしたイベントの開催
（例 史跡ウォークめぐり）
- ④活動記録手帳の活用
- ⑤一般コースと技術向上コースの併用
- ⑥太宰府余暇クラブ内を対象とした大会の開催
- ⑦文化的活動種目、文化的イベントの導入
- ⑧通年活動種目と同時にシーズン活動種目の開講

(4)組織

当面組織の枠組みの見直しで必要なく、現在は新しい人材の発掘に努める。特に学生の多い地域の特性を生かし、学生層をスタッフ・指導者・会員に取り込む。

(5)会員の恩恵（会員ポイントシステム）

- ・スポーツ用品などを購入するとき数%割引
- ・ポイントがたまれば、スポーツ用品と交換できる
- ・会員であれば市内民間フィットネスクラブ割引

(6)指定管理者制度の活用

法改正で公共施設に指定管理者制度^{注7)}が導入されることになる。指定管理者となり、体育館等の管理運営を行うことにより委託金収入が可能となる。

<おわりに>

スポーツクラブ特に競技スポーツクラブには、上に監督・コーチがいて、その下に選手がいるといった体質が存在する。監督・コーチは専門知識と優れた指導能力があればよいと考える風潮である。しかし、地域スポーツクラブでは、アスリートを目指してスポーツしている人は一部であり、映画、旅行、ショッピングといった選択肢のなかにスポーツを選択した人が多く、クラブとしては参加者に満足してもらうという視点が大切である。また、自主運営（自分達が楽しむスポーツは自分達が運営する）である以上ボランティアに頼るのではなく、受益者負担（クラブが自分に何をしてくれるのかではなく、自分がクラブに対して何ができるか会費等）、対価への理解・義務が生じてくる。従来の考え方からパラダイムシフト（転換）し、ヒト・モノ・カネという経営資源をうまく活用した仕組み「組織を維持し得る資金を確保する仕組みづくり」が重要である。この点において本学への期待感は大きいものがある。

大学の地域貢献活動は、大学審議会答申（2000年10月26日）において、大学の役割として「教育・研究に加えて社会貢献」が示されよりクローズアップされている。大学の社会貢献（地域貢献活動）への取り組みとして体育・スポーツ・健康の分野においては、「総合型地域スポーツクラブ」の育成・定着を支援することが上げられ、すでに、「所沢市西地区総合型地域スポーツクラブ（早稲田大学）」（2000年2月設立）、「福島大学スポーツユニオン」（2001年7月）等で活動している。現在本学の太宰府キャンパスでは、「太宰府よか倶楽部」への人的支援を、小郡キャンパスでは、「総合型地域スポーツクラブを目指した教室『21世紀のあたらしいスポーツ教室』への物的支援を行っている。総合型クラブの育成・支援には「合意形成（啓発）、設立、自主運営」の3つのステップがある。「総合型クラブ 太宰府よか倶楽部」については太宰府市のバックアップもあり自主運営として船出したが、小郡における総合型クラブについては合意形成（啓発）の段階と思われる。今後、小郡市周辺のスポーツの現状分析を行い、まずは将来ビジョンの必要性を訴えたい。

注1) スポーツ振興基本計画

文部省（現文科省）が作成したわが国初のスポーツ振興マスタープラン。スポーツ行政の主要な課題として次のものを掲げている。政策目標とともに到達（数値）目標が示されている。

(1)生涯スポーツの実現に向けた、地域におけるスポーツ環境の整備充実方策

<到達目標>

- ・2010年までに、全国の各市区町村においてすくなくとも1つは総合型地域スポー

ツクラブを育成する。

- ・2010年までに、各都道府県においてすくなくとも1つは広域スポーツセンター育成する。

(2)わが国の国際競技力の総合的な向上方策

(3)生涯スポーツ及び競技スポーツと学校体育・スポーツとの連携を推進するための方策

注2) 福岡県スポーツ振興基本計画

福岡県教育委員会が、福岡県スポーツ振興審議会「21世紀に向けたスポーツ振興方策についての提言（2000年3月）」や「運動部活動の振興方策（2001年5月）」などの提言を踏まえて、「いきいきとしたスポーツライフの創造」を基本理念に策定する。政策目標とともに到達（数値）目標が示されている。

(1)地域におけるスポーツ（気軽にスポーツに親しむことができるスポーツ環境の整備・充実

<到達目標>

- ・福岡県における成人のスポーツ実施（週1回以上）率の向上

平成14年度 41.1%

→ 平成25年度 50.0%

- ・県下全市町村での総合型地域スポーツクラブ設立

平成14年度 9クラブ

→ 平成15年度 全市町村に1クラブ

(2)競技スポーツ（スポーツによる自己実現の支援と県民を元気づけるトップアスリートの養成）

(3)学校における体育・スポーツ（自ら運動スポーツに関わる心豊かなたくましい子どもを育成する学校体育・スポーツの充実）

注3) 補助事業

文科省の総合型クラブの育成補助事業は、1995年に始まり、福島県・岐阜県・香川県・山口市・神戸市などの地方自治体へ広がる。

注4) 兵庫県 CRS 事業

CSR 事業は、埼玉県内1万人以上の従業員を持つ事業所から、法人県民税の超過課税(0.8%)を行い、文化・スポーツ・レクリエーション事業に充てる目的税。

注5) 広域スポーツセンター

「スポーツ振興基本計画」のなかの政策目標達成のための到達目標のひとつで「平成22年(2010年)までに、各都道府県において少なくとも1つは広域スポーツセンターを育成する」と明記され、総合型クラブを後方から支援するための広域的なスポーツセンターとして位置付けられている。主な機能として、①総合型クラブ創設・育成に関する支援 ②クラブを設立する育成アドバイザーの派遣 ③広域市町村圏におけるスポーツ情報の整備・提供 ④広域市町村圏におけるスポーツ交流大会の開催である。福岡県内設置の6ヶ所。福岡地区、北九州地区、筑豊地区、北筑後地区、南筑後地区、京築地区。

注6) 「スポーツ振興くじ」助成の対象となる事業

総合型地域スポーツクラブ活動助成

- ・総合型地域スポーツクラブ創設支援事業
- ・総合型地域スポーツクラブ活動支援事業
- ・総合型地域スポーツクラブ活動事業
- ・広域スポーツセンター指導者派遣等事業
- ・地域スポーツクラブ活動支援事業

注7) 指定管理者制度

2003年9月に始まる。これまで自治体が設置した公共施設の管理は、地方自治法によっ

て、直営か自治体が2分の1以上出資した法人に限定されていた。法改正により、民間企業、NPO法人、住民の組織(地域スポーツクラブなど)、大学でも議会の承認を経て指定管理者に決まれば管理代行をおこなうことができるようになる。

参考文献

- 1) 日本体育・スポーツ経営学会(2002年)「テキスト総合型地域スポーツクラブ」大修館
- 2) 文部科学省(1996年4月)「地域における生涯学習機会の充実方策について(生涯学習審議会答申)」
- 3) 文部科学省(1998年6月)「21世紀の大学像と今後の改革方策について(大学審議会答申)」
- 4) 中村好男(2001年9月)「総合型地域スポーツクラブを通じた大学と地域の連携」日本体育学会第52回大会号、38頁
- 5) 福岡県教育委員会(2003年10月)「福岡県スポーツ振興基本計画」
- 6) 富山浩三(2003年)「スポーツを通じた大学の地域貢献プログラムの開発」体育・スポーツ教育研究第4巻第1号、5頁～11頁